

一般社団法人日本医学教育学会 代議員選出規則

第1章 総則

(適用)

第1条 当法人（以下、「本会」という。）の代議員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(代議員の区分)

第2条 代議員は、その選出方法により選挙によって選出される代議員（以下、「選挙代議員」という。）と選挙によらないで選出される代議員（以下、「推薦代議員」という。）に区分する。

(代議員の選出時期)

第3条 代議員の選出は、この規則に従い、4年ごとに行う。

第2章 選挙代議員の選出

(選挙代議員の定数)

第4条 選挙代議員の定数は、100名以上120名以内とする。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙代議員の選挙（以下、「選挙」という。）を管理するために、本会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から、理事長が、第6条に定める選挙区について、それぞれ1名ずつを指名し、理事会の議を経て委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選によって選出される。
- 4 選挙管理委員は、新たに選挙代議員が選出されたとき、その委嘱を解かれる。
- 5 選挙管理委員は、代議員として立候補することを妨げない。

(選挙区および選挙区別の定数)

第6条 選挙区の区分は、別表のとおりとする。

- 2 各選挙区における選挙代議員の定数及びその内訳は、選挙の都度、理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを第7条および第8条の有権者に公示する。
- 3 前項に定める公示は、第10条に定める選挙の公示と同時に行う。

(選挙権の有権者)

第7条 選挙権の有権者は、個人会員及び機関会員であって、かつ、選挙が行われる前年の12月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認した者で、第11条の手続きを経て有権者名簿に記載された者とする。

(代議員選挙に立候補できる有権者)

第8条 代議員選挙に立候補できる有権者は、次の各号にともに該当する者とする。

- (1) 個人会員であって、選挙が行われる前年の12月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認した者で第11条の手続きを経て有権者名簿に記載された者

(2) 選挙が行われる年の6月1日現在の年齢が63歳未満の者

(有権者の所属する選挙区)

第9条 有権者の所属する選挙区は、第11条に定める有権者名簿(会員名簿)作成時の機関誌送付先によって定める。

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、機関誌「医学教育」で行い、各選挙区における選挙代議員の定数、投票及び開票の日程、開票方法(電子投票を含む)、第12条に定める立候補の届け出及び立候補者の選定に関する規定、選挙広報に掲載する事項細目を明記する。

(有権者名簿)

第11条 選挙管理委員会は、第7条に定める会員について、選挙区ごとの有権者名簿(会員名簿)を作成し、選挙が行われる年の3月10日までに学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

- 2 有権者名簿は、同じ選挙区に同姓同名の有権者がいる場合には、個人の判別が可能となるよう作成するものとする。

(候補者)

第12条 第8条で規定した代議員に立候補できる有権者は、あらかじめ選挙管理委員会が定める日の午後5時までに、立候補を選挙管理委員会に公示の規定及び第13条にしたがって電子申請する。

(候補者の届出事項)

第13条 第12条に定める届出には、選挙管理委員会が定めた書式に従って下記の事項を記載する。

- (1) 候補者の氏名
- (2) 選挙区(都道府県のみ)
- (3) 所属機関名
- (4) 女性枠での申請希望の有無
- (5) これまでの医学教育領域での活動内容

(立候補者の確定)

第14条 代議員選挙の立候補者は、第15条で規定する代議員資格審査委員会で確定する。

(代議員資格審査委員会)

第15条 代議員選挙立候補の資格の適否を審議するために、本会に代議員資格審査委員会を置く。

- 2 代議員資格審査委員会の委員は、会員の中から、理事長が指名し、理事会の議を経て委嘱する。
- 3 代議員資格審査委員会の委員長は、委員の互選によって選出される。
- 4 代議員資格審査委員は、新たに選挙代議員が選出されたとき、その委嘱を解かれる。
- 5 代議員資格審査委員は、代議員として立候補することを妨げない。
- 6 選挙管理委員との重任は認めない。

(選挙広報)

第 16 条 選挙管理委員会は、選挙区別に代議員選挙立候補者の氏名、所属を記載した選挙広報を作成し、学会ホームページの会員専用ページに掲載する。

(投票)

第 17 条 投票は、有権者 1 名につき 5 名連記とする。

- 2 有権者は、その属する選挙区に限定せず、被選挙権をもつ有権者に投票することができる。
- 3 有権者は、選挙管理委員会が管理する電子投票システムにおいて選挙の期日の午後 5 時までに電子投票を行う。
- 4 選挙の期間（投票可能期間）は 2 週間以上を設定する。

(開票)

第 18 条 電子投票での開票結果は、選挙管理委員会が確認を行う。

- 2 開票結果の確定は、選挙管理委員会が公示に記載した期日に行う。
- 3 選挙管理委員長は確定された選挙結果を学会ホームページに掲載する。

(投票の無効)

第 19 条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 所定の電子投票システムを使用しなかったもの
- (2) 投票用の記載欄に 2 名以上の氏名が記載されたもの
- (3) 代議員資格審査委員会が立候補を認めた以外の者の氏名が記載されたもの
- (4) 記載された氏名が確認できないもの
- (5) 選挙の期日までに電子投票しなかったもの

(当選の決定)

第 20 条 選挙代議員は、選挙区ごとに、得票の多い者から、順次、第 6 条第 2 項に定める定数までの被選挙権をもつ有権者を当選者とする。

- 2 当選者は枠ごとに以下の順序で決定する
 - (1) 女性枠での申請を希望した者のうち、得票の多い者から当選者とする。
 - (2) 医療機関等候補者（大学附属病院を含まない）のうち、得票の多い者から当選者とする。
 - (3) (1) および (2) で選出されなかった者およびその他の候補者のうち、得票の多い者から当選者とし、(1) および (2) に欠員がある場合は、(3) において当選者を加算する。
- 3 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。
- 4 当選を辞退する者がある場合は、次点の者を得票数の多い順に繰り上げることとする。
- 5 選挙管理委員会は、選挙結果を、なるべく速やかに学会ホームページの会員専用ページで公示し、機関誌医学教育にも掲載する。

(選挙代議員の任期)

第 21 条 選挙代議員の任期は、その当選者が決定した日に始まり、4 年後に行われる次の選挙において選挙代議員が決定する前日に終わる。

(欠員の補充)

第 22 条 選挙代議員に欠員を生じた場合には、理事長は、理事会の議決を経て、欠員を生じた選挙区における第 20 条第 4 項の次点者を、選挙代議員として補充することができる。

- 2 前項の規定によって選挙代議員を補充したときは、理事長は、これをなるべく速やかに、適切な方法で公示する。
- 3 選挙代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた欠員は、これを補充しない。
- 4 補充した選挙代議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(選挙の疑義)

第 23 条 選挙代議員の選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

第 3 章 推薦代議員の選出

(推薦代議員の選考委員会)

第 24 条 推薦代議員を選考するために、本会に推薦代議員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、次の者によって構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 理事及び代議員 若干名
 - (3) 理事及び監事以外の個人会員 若干名
- 3 理事長以外の委員は、理事長が指名し、理事会の議を経て委嘱する。
- 4 選考委員会の委員長は、理事長が務める。

(選考)

第 25 条 選考委員会は、選挙代議員の選挙が行われる年の理事・監事選挙立候補受付前までに、第 8 条に定める代議員選挙に立候補できる有権者の中から 30 名以内の推薦代議員候補者を選考する。

(推薦代議員選考における留意)

第 26 条 推薦代議員は、医療機関に所属する会員、及び女性会員から偏りがないように選考する。

- 2 医師以外の職種および教育関係者についても考慮する。

(推薦代議員の公示)

第 27 条 選考委員会は、第 25 条の規定によって選考された推薦代議員候補者の医療機関等名及び氏名を、その者の承諾を得て、学会ホームページに公示する。

(推薦代議員候補者の資格の喪失)

第 28 条 推薦代議員候補者は、選挙代議員に当選したときには、推薦代議員候補者としての資格を喪失する。

- 2 前項の規定によって推薦代議員候補者の資格を喪失した者については、これを補充しない。

(推薦代議員の任期)

第 29 条 推薦代議員の任期は、選考委員会が選任した日に始まり、4 年後に行われる次の選考委員会で推薦代議員が決定する前日に終わる。

(推薦代議員の欠員の補充)

第 30 条 推薦代議員に欠員を生じた場合には、理事長は、選考委員会及び理事会の議決を経て、推薦代議員を補充することができる。

2 前項の規定によって推薦代議員を補充したときは、理事長は、これをなるべく速やかに、適切な方法で公示する。

3 補充した推薦代議員の任期は、前任者の残存期間とする。

(規則の変更)

第 31 条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

(別表) 選挙代議員選挙区

区分	都道府県
1	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
2	茨城、栃木、群馬、新潟、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野
3	東京
4	静岡、愛知、岐阜、富山、石川、福井、三重
5	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
6	岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、高知、愛媛
7	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

2018 年 8 月 2 日理事会

2018 年 8 月 2 日社員総会により改定

2022 年 12 月 1 日理事会

2022 年 12 月 20 日社員総会により改定